

景観地区内の形態意匠等の制限

		歴史景観地区	一般景観地区																					
形態意匠の制限	全般基準	<p>平泉の浄土思想を基調とする文化的景観を守り育てるため、地区別事項に適合し、かつ周辺景観との調和に十分な配慮をすること。</p> <p>和風デザインとし、周辺の家並みと調和する形態意匠とすること。</p>	<p>文化的景観を阻害しないよう配慮すること。</p>																					
	屋根	<p>屋根勾配は、3/10～5/10 とし、軒出は壁面から 75 cm以上、けらばを出すこと。</p> <p>屋根の材料は、和瓦、金属板、スレートとし、形状は、入母屋、切り妻、寄せ棟とすること。</p> <p>屋根の色彩（庇等を含む）は、次の基準（マンセル表色系）とすること。ただし、和瓦によって葺かれる部分はこの限りではない。また、金属板は、無彩色系を採用すれば、この限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R～5Y</td> <td style="text-align: center;">6未満</td> <td style="text-align: center;">6以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">6未満</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>屋根の破風、鼻隠しの色は、低彩度低明度のものを採用すること。</p>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満	1以下	<p>屋根の色彩（庇等を含む）は、次の基準（マンセル表色系）とすること。ただし、和瓦によって葺かれる部分はこの限りではない。また、金属板は、無彩色系を採用すれば、この限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R～5Y</td> <td style="text-align: center;">6未満</td> <td style="text-align: center;">6以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">6未満</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	明度	彩度	0.1R～5Y	6未満	6以下	上記以外	6未満	1以下			
	色相	明度	彩度																					
0.1R～5Y	6未満	6以下																						
上記以外	6未満	1以下																						
色相	明度	彩度																						
0.1R～5Y	6未満	6以下																						
上記以外	6未満	1以下																						
外壁	<p>外壁は、板張り、塗り壁（しっくい等）、塗り壁調（プラスター、モルタル、コンクリート等）とし、レンガ調、タイル調は除くものとする。</p> <p>色彩は、以下の基準（マンセル表色系）とすること。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられる部分は次の基準の限りではない。また、見付面積の 1/5 未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分はこの限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">明度</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1R～10R</td> <td style="text-align: center;">9未満</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">5YR～10Y</td> <td style="text-align: center;">9以上</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">9未満</td> <td style="text-align: center;">3以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">6以上</td> <td style="text-align: center;">0.5以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">6未満</td> <td style="text-align: center;">1以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>窓のサッシュ、雨樋、付柱の色は、壁面の色に合わせて低彩度低明度のものを採用すること。</p>	色相	明度	彩度	0.1R～10R	9未満	2以下	5YR～10Y	9以上	2以下	9未満	3以下	上記以外	6以上	0.5以下	6未満	1以下	<p>色彩は、以下の基準（マンセル表色系）とすること。ただし、着色していない木材・コンクリート・ガラス等の材料によって仕上げられる部分は次の基準の限りではない。また、見付面積の 1/5 未満の範囲内で外観のアクセント色等として着色される部分、また和風建築の腰として着色される部分はこの限りではない。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 5px 0;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">色相</th> <th style="text-align: center;">彩度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">0.1YR～10Y</td> <td style="text-align: center;">3以下</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">上記以外</td> <td style="text-align: center;">0.5以下</td> </tr> </tbody> </table>	色相	彩度	0.1YR～10Y	3以下	上記以外	0.5以下
色相	明度	彩度																						
0.1R～10R	9未満	2以下																						
5YR～10Y	9以上	2以下																						
	9未満	3以下																						
上記以外	6以上	0.5以下																						
	6未満	1以下																						
色相	彩度																							
0.1YR～10Y	3以下																							
上記以外	0.5以下																							

	歴史景観地区	一般景観地区
建築物の高さの制限	10m以下とすること。	15m以下とすること。
建築物の位置の制限	壁面の位置は、前面道路から1m以上後退すること。ただし、外壁の後退距離の制限に満たない距離にある建築物又は建築物の部分が、外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3m以下の場合、物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3m以下で、かつ、床面積の合計が5㎡以内である場合は除く。	
認定の特例	<p>次のいずれかに該当する建築物で、町長が当該建築物が存する地域の良好な景観の形成に支障がないと認めたものは、その認定の範囲内において、形態意匠の制限、高さの制限、位置の制限を適用しないことができる。</p> <p>優れた形態意匠を有し、土地利用、建築物の位置及び規模等について総合的な配慮がなされていることにより、地域の景観の向上に資するものと認められるもの</p> <p>学校、病院その他公益上の必要な施設で、当該地域の景観に配慮し、かつ、その機能の確保を図る上で必要と認められるもの</p> <p>災害対策その他これに類する理由により緊急に行なう必要があるもの</p> <p>町長は、上記の認定を行なうに当たっては、良好な景観の保全、形成又は市街地環境の整備改善を図る観点から、必要な範囲において条件を付すことができる。</p>	